

令和3年第3回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年9月2日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和3年9月10日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町 長	渡 邊 元 喜	住 民 課 長	谷 口 裕 子
副 町 長	飯 田 潤一郎	福 祉 課 長	郷 田 貴 啓
教 育 長	富 山 拓二郎	建 設 課 長	樋 口 信 吾
政 策 調 整 課 長	丸 山 英 明	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 上 新 五
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿 田 健	協 働 推 進 課 長	萩 尾 勝 昭
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 兼 会 計 室 長	前 田 武 博	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	中 島 孝
環 境 衛 生 課 長	小 松 朋 雄	代 表 監 査 委 員	井 上 俊 明

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	原 野 昌 文	議 会 事 務 局 係 長	丸 山 順 子
書 記	山 崎 雅 州		

10. 議事日程

- 日程第1 認定第1号 令和2年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和2年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和2年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和2年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和2年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和2年度広川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和2年度広川町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 報告第4号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について
- 日程第9 承認第5号 広川町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第10 承認第6号 広川町新庁舎等建設Ⅰ期工事（電気工事）工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認について
- 日程第11 同意第2号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意について
- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第28号 広川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部改正について

- 日程第14 議案第29号 広川町町税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第30号 広川町住宅新築資金等貸付特別会計条例の廃止について
- 日程第16 議案第31号 広川町消防団 I P 無線購入に係る契約の締結について
- 日程第17 議案第32号 令和2年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分について
- 日程第18 議案第33号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第34号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第35号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第36号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第37号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第38号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第39号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第40号 吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事請負契約の締結について
- 日程第26 議案第41号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 議案第42号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1～第7 認定第1号～認定第7号

○議長（野村泰也）

お諮りいたします。日程第1．認定第1号 令和2年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7．認定第7号 令和2年度広川町下水道事業会計決算の認定についてまでは令和2年度各会計の決算の認定でありますので、これを一括議題にしたいと思ます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1．認定第1号から日程第7．認定第7号までを一括議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

おはようございます。認定第1号 令和2年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和2年度広川町下水道事業会計決算の認定についてまで、一括して御説明申し上げます。

令和2年度分の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づいて、7月12日から8月26日まで、井上代表監査委員、野田監査委員に審査をお願いし、決算審査意見書の提出をいただいております。今回の議会において、その認定をお願いしようとするものです。

本日は決算審査の報告を賜るために両監査委員に御臨席いただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 令和2年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書166ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

一般会計の歳入総額は11,418,505,512円、歳出総額は11,195,243,648円、差引額223,261,864円となっております。このうち、令和3年度に繰り越すべき財源が51,199千円ございますので、実質収支額は172,062,864円の黒字決算となっております。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2ただし書及び広川町財政調整基金条例第2条第1項の規定により、財政調整基金へ18,000千円の積立てを行いましたので、令和3年度へ繰り越した純繰越金は154,062,864円となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算書2ページ以降に歳入歳出それぞれの款項別集計表、事項別明細書を、167ページ以降に財産に関する調書を、170ページに基金運用状況調書をおつけしておりますので、御確認ください。

続きまして、認定第2号 令和2年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書190ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額が2,375,527,938円、歳出総額が2,349,605,424円で、歳入歳出差引きが25,922,514円となっております。実質収支額及び令和3年度へ繰り越した額も同額となっております。

なお、191ページに財産に関する調書をおつけしております。

次に、認定第3号 令和2年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書199ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額285,825,540円、歳出総額277,910,550円で、歳入歳出差引きが7,914,990円となりました。実質収支額及び令和3年度へ繰り越した額も同額となっております。

次に、認定第4号 令和2年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書205ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額1,569,339円、歳出総額82千円で、歳入歳出差引きが1,487,339円となり、実質収支額、令和3年度へ繰り越した額も同額となっております。

なお、206ページには財産に関する調書をおつけしております。

次に、認定第5号 令和2年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書214ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額35,434,185円、歳出総額34,025,815円で、歳入歳出差引額が1,408,370円となり、実質収支額、令和3年度へ繰り越した額も同額となっております。

なお、215ページには財産に関する調書をおつけしております。

次に、認定第6号 令和2年度広川町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

別冊になっております令和2年度広川町公営企業会計決算書の広川町水道事業会計決算書10ページを御覧ください。

まず、(1)収益的収入及び支出について説明いたします。

収入決算額は385,248,478円、支出決算額は31,647,112円となっております。

当年度純利益につきましては、12ページの損益計算書に記載のとおり6,702,689円で、前年度繰越利益剰余金410,012円を加えた6,743,701円が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、11ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入が11,919,568円で、支出が84,539,272円となっております。

次に、認定第7号 令和2年度広川町下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

広川町下水道事業会計決算書の8ページを御覧ください。

まず、(1)収益的収入及び支出について説明いたします。

収入決算額は387,997,976円、支出決算額は325,510,849円となっております。

当年度純利益につきましては、10ページの損益計算書に記載のとおり41,480,219円で、前年度繰越欠損金が23,331,311円のため、18,148,908円が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、9ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入が400,447,400円で、支出が520,294,808円となっております。

以上、認定第1号から認定第7号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

ここで、監査委員に出席していただいておりますので、決算審査の結果報告をお願いいたします。井上代表監査委員。

○代表監査委員（井上俊明）

皆さんおはようございます。令和2年度広川町一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、さきに審査に付されました令和2年度の各会計の歳入歳出決算及び政令で定められた附属書類並びに基金の運用状況に関する調書などについて、野田監査委員と共に関係職員の説明を求め、内容の検討を行い、慎重に審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも法令に準拠して作成されて

おり、計数は諸書類と符合し正確であり、決算は適正であると認められました。

また、基金の運用状況につきましても、各基金の設置目的に従い適正に運用され、計数も正確であると認められました。

審査の方法及び決算状況などの詳細につきましては、お手元の審査意見に記述をいたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、総計決算の概要を申し上げます。

一般会計及び4件の特別会計の歳入総計決算額は14,116,862,514円、歳出総計決算額は13,856,867,437円で、差引額が259,995,077円の黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源51,199千円を差し引いた実質収支は208,796,077円の黒字となっております。

一般会計、特別会計の状況でございますが、一般会計の実質収支は172,062,864円の黒字であり、4つの特別会計の実質収支も全て黒字となっており、その総額は36,733,213円であります。

一般会計の歳入歳出決算の状況を見ますと、本年度の大きな特徴としまして、新型コロナウイルス感染症対策や新庁舎建設事業などに伴い、前年度の決算に比べ、大きく増加をしております。

歳入のうち、自主財源の根幹である町税につきましては、法人町民税や町たばこ税の減に伴い、前年度に比べ約54,270千円の減収となっております。

歳入において大きく増加したものは、ふるさと納税に伴う寄附金、新型コロナウイルス感染症対策等に伴う国庫支出金、新庁舎建設事業等に伴う町債などであり、減少したものの主なものは、町税のほか、地方特例交付金、分担金及び負担金、繰越金などで、全体では43.3%の増となっております。

歳出におきましても、コロナ対応に伴う補助費や新庁舎建設に伴う普通建設事業費が大幅に増額しており、また、学校備品購入などの物件費や扶助費などについても増加をしております。一方、前年に比べ減少したものは、人件費、投資及び出資貸付金であり、歳出全体では45.4%の増となっております。

一般会計、特別会計とも予算については重点的に配賦をされ、その執行についても財源確保や経費節減の努力により効率的な事業遂行がなされていると認められましたが、国民健康保険特別会計におきましては、実質単年度収支が40,000千円以上の赤字となっており、厳しい財政運営となっております。

次に、水道事業会計の決算につきましては、収益的収支においては67,020,689円の純利益が計上され、資本的収支は72,619,704円の不足額が生じており、その不足分につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金により補填されております。

また、下水道事業会計につきましては、収益的収支において41,480,219円の純利益が計上され、資本的収支は119,847,400円の不足が生じており、その不足分については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び引継金により補填をされております。

上下水道事業につきましては、町民生活の重要なライフラインに関する事業であり、施設整備の充実を図ることは大切なことではありますが、多額の財源を必要とする事業でありますので、現施設や本町の実情を十分勘案し、財政計画との整合性に基づいた事業計画の策定と

ともに、経費節減に取り組み、安全な水の供給や環境対策に努められるよう望みます。

次に、財政健全化法に基づく財政健全化の審査結果であります。

財政健全化法に基づく判断比率や普通会計の財務指標を見ますと、本町の財政力指数は0.64で前年度と同じであります。

また、町税や地方交付税などの経常一般財源が人件費や公債費などの経常経費にどの程度充てられているかを示す経常収支比率は94.7%で、前年度に比べ0.2ポイント減少をしておりますが、依然として高い水準にあり、投資できる財源が厳しい状況であることに留意する必要があります。この傾向は今年度も続いていくことが予想されます。

また、実質公債費比率は0.1ポイント、将来負担比率が18.9ポイントの増となっており、年々増加をしております。

新庁舎建設をはじめとする普通建設事業に伴う起債や一部事務組合への負担金の増加などに伴い、この比率は今後も上昇することが見込まれます。国が示しております健全化基準に比べれば、かなり低く健全な数値でありますけれども、今後も公共施設整備などのハード事業、地方創生や新たな福祉需要など、様々な課題に対応していく必要があります。今後も多額の財源を必要とすることが予想されます。投資すべきところにはしっかりと投資をしていくことが必要であります。優先順位の厳しい選択を行い、計画的な事業実施により適切な財政運営に努めていただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルスと新庁舎建設について一言ずつ発言をさせていただきたいと思います。

現在猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症は、いまだに収まる気配が見えず、様々な対策を余儀なくされております。この対応につきましては、町民への情報提供や給付金の支給、ワクチン接種など、町の業務量も増えておりますが、適切に事務の執行がなされております。今後、終息までどれくらいの時間がかかるか分かりませんが、経済活動の低迷に伴う税収への影響や国、県の施策の動向など、本町の財政に一段と厳しい影響を及ぼすことも予想されます。

また、新たな支援策など、突発的な事業も発生することも考えられます。引き続き国、県の動向などに注視しつつ、その影響が最小限になるよう町政運営に当たっていただきたいと思います。

次に、新庁舎建設についてです。

工事も順調に進み、日々変化する状況を目の当たりにし、完成後の姿に期待を感じているところであります。

新庁舎への移転に向けて、住民サービスの向上や事務の効率化について検討されておりますが、事務事業改善の大きなチャンスでもありますので、しっかりと議論を進めていただきたいと思います。立派な庁舎が完成するよう期待をいたしております。

以上で決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

当年度の執行等もしっかりやられている旨を監査委員の方からお伺いしましたし、了解を

しました。あと、大変な監査をやっていただき、本当にありがとうございました。

私のほうから3つほど質問等をさせていただきます。

簡単なほうからなんですけれども、意見書の39ページの経常収支比率の標準値のところの記述についてなんですけれども、これは「75%以下が望ましい」という記述がなされているんですが、これは75%程度が望ましいではないかと思imasので、ちょっと御確認をいただきたいと思imas。

それと2つ目なんですけど、これは各種基金についてのところですよ。

これはちょっと監査委員の方か執行部のほうか、確認は分からないんですが、いろんな基金を見てみますと、積立額と取崩し額を見ると、ゼロというところが鶴寿奨学会基金と国民健康保険に係る基金があるんですけども、前、鶴寿については、副町長の御発言だったと思imasんですけど、本の購入か何かをなさっているということで、全く意味がないとは思imasないんですけども、積立ても取崩しも基本的にしないと、たまたま——当該2年度ぐらいしかないんですが、一般論になりますけど、基金の意義自体がどうなのかなと思imasので、基金の必要性について若干御説明をいただきたいというふうに思imas。

3番目は、財政運営についての質問なんですけれども、監査委員の方から御説明をいただいて、私はよく分からないんですが、結構理解ができました。ただ、まさに監査委員がおっしゃったように、経常収支比率が九十何%で、久留米は何か99%近いという報道があったのを記憶しているんですけども、あんまりよくないと、ここだけはですね。その他は、将来に対してはいろんな気をつけないと危ないよという御指摘だったと思imasんですけども、これはどういうふうにして今後これを改善していかれるのかというのをちょっと執行部のほうにお伺いしたいと思imas。

あわせて、企業会計の下水道について、これは監査のほうもあんまり御指摘がなかったんですけども、収益構成のところ、営業収益のうち下水道使用料については38.9%しかないんですよ。これは先ほど言った指摘とつながって、やっぱりここに関する御認識は当然あられるものの、全般を読んでいくと御指摘がないので、町民の皆様は決算を御説明するときは、やっぱりこの辺のところも若干の言及があったほうが全般的な町の財政状況について町民の方への御説明をされることになるのではないかと思imasので、ちょっとコメントをいただきたいというふうに思imas。

以上、3つです。

○議長（野村泰也）

代表監査委員。

○代表監査委員（井上俊明）

じゃ、お尋ねになった監査に関する部分のみ回答させていただきたいというふうに思imas。

まず、経常収支比率の記述の関係ですけども、経常収支比率は75%以下が望ましいということ、これにつきましては、国の基準でもこういった記載になっております。ただ、この基準がつくられたのは、今みたいにどこの町村も非常に財政が逼迫しているような状況じゃなくて、もっと豊かなときといいますか、そういったときの基準だろうと思imas。それで、今から見れば非常に低いと思imasんですけども、できる限り経常収支比率につきましては抑えて、投資に回せる財源をつくっていくということが大切でございますので、表現について

はこのままでよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

それから、下水道事業会計につきましては、特段記述はいたしておりませんが、毎月の例月検査の折とかに収支状況なり事業の状況なりについては説明をしていただいております。その折に担当のほうにはいろんな検討をするようにということで意見交換しておりますけれども、今御指摘のように内容的な部分の記述がないということであれば、また次年度以降に検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

まず、経常収支比率の好転といいますか、改善する方法としては、収入面では一般財源を増やすこと。つまり税収、あるいは地方交付税、こういうものが増えることによって、支出は変わらなくても経常収支比率は低下いたします。

また、支出の面においては、いわゆる固定経費と呼ばれるもの、行政では起債の償還、あるいは人件費、こういうものが増加すると、収入が同じであれば、経常収支比率は高くなるということです。先ほど監査委員さんからも御指摘がありましたように、起債償還の基になる公共施設、これを長期的な収入を見据えながら、いかに計画的にやっていくかということが求められる問題じゃなかろうかと思ひます。

それから、基金の問題ですけれども、鶴寿奨学会基金は、いわゆる果実運用型の基金です。ですから、基金そのものを取り崩したり増加するのではなくて、基金から生じる利益ですね、いわゆる基金利子、これによって政策を実行するというタイプのものです。かつては利息が高かったものですから、奨学金として給付していたんです。それが現在、利息が低下したものですから、本来の目的である奨学金という給付ができなくなっております。ですから、もともと寄附金で基金をつくったということです。寄附された方の意思を受け継いでいくためには、基金そのものを取り崩したりということは差し控えたいということで、現在、生じた利子から学校の図書を購入して図書館に渡しているというのが現状です。繰り返しますが、この基金は果実運用型として運用しているということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

令和2年度の決算をしてみますと、やはり監査委員の言われたとおり、コロナ感染対策による補正等が本当に大きかったと思ひます。

これによる不用額というのも全体的に見てみますと、例年からかなりいろんなところで出ていると思ひますけれども、国、県の決定による不用額以外に、町のイベントとか会議の中止なんかも物すごく行われたと思ひますけど、その中止等による不用額の発生というのはどのようなものか。今、額を出せと言ってもかなり厳しいと思ひますけれども、状況的にはどうか、簡単に説明をお願いします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

今、池尻議員からありました不用額の件につきましては、資料をお作りしております。決算特別委員会の中で資料をお配りして説明したほうがよろしいかと思っておりますので、よろしければ、そちらじゃ駄目ですか。

○議長（野村泰也）

池尻議員、後での資料提出でよかですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時 休憩

午前10時1分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本案については、11人の委員で構成する一般会計等決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本案については、11人で構成する一般会計等決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時2分 休憩

午前10時3分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計等決算特別委員会の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、一般会計等決算特別委員会の委員はお手元に配付しております名簿のとおり決定いたしました。

日程第8 報告第4号

○議長（野村泰也）

日程第8. 報告第4号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

報告第4号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について。
議案書9ページをお願いします。

報告第4号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条並びに第22条の規定により報告を行うものです。

監査委員の意見書につきましては、10ページから12ページにおつけしております。

詳細につきましては、総務課長が説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、報告第4号について御説明をさせていただきます。

議案書9ページ、別紙をお開きいただきてよろしいでしょうか。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の健全化判断比率につきましては、表の上段に記載をしているものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、この対象となります全ての会計におきまして赤字、それから資金不足は発生しておりませんので、この比率は表示されないということになっております。

次の実質公債費比率につきましては8.1%、将来負担比率につきましては39.7%という算定結果になっております。いずれの比率につきましても、早期健全化基準は下回っておるところでございます。

続きまして、下の表でございます。同法の第22条関係の資金不足比率でございます。

水道事業会計及び下水道事業会計、いずれも資金剰余でありましたので、資金不足比率は表示されていないという算定結果になっており、経営健全化基準を下回っておるところでございます。

これらの比率につきましては、先ほどからありましたとおり、監査委員の審査に付しまして、10ページ以降に意見書をおつけしておりますので、それをおつけして議会に報告するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率等の報告については、報告のみにとどめたいと思います。

日程第9 承認第5号

○議長（野村泰也）

日程第9. 承認第5号 広川町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

承認第5号 広川町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、広川町手数料条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再発行に係る手数料を徴収することとなった地方公共団体情報システム機構と手数料徴収事務委託契約を締結したことによる本条例の一部改正について専決処分を行ったので、議会へ報告し、承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては、住民課長が説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

それでは、議案書の13ページをお開きください。

広川町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明させていただきます。

続きまして、14ページを御覧ください。

専決第6号 専決処分書。

広川町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分いたします。

専決処分の日付は、令和3年8月10日付となります。

専決の理由につきましては、個人番号カードをなくしましたなどの理由でカードを再発行する場合、今までは町が手数料を徴収しておりましたが、今回、9月1日に、いわゆる番号利用法が改正されまして、カードを発行している地方公共団体情報システム機構のJ-LISが交付手数料を直接徴収することとなりました。9月以降の事務としましては、町がJ-LISと手数料徴収事務委託契約を締結し、再交付による手数料を歳計外現金として受け入れ、J-LISへ納入いたします。よって、町の手数料条例から個人番号カードの再交付手数料の項目を削除することとなります。

本条例の一部改正につきまして、緊急を要しましたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分としましたことを報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

条例改正の内容は、16ページの新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左側が改正後になります。

別表第1中、現行の46項の再交付手数料の項を削り、47項を46項に繰り上げ、48項を47項とします。

この条例は、令和3年9月1日から施行いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第5号 広川町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 承認第6号

○議長（野村泰也）

日程第10. 承認第6号 広川町新庁舎等建設Ⅰ期工事（電気工事）工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

承認第6号 広川町新庁舎等建設Ⅰ期工事（電気工事）工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、広川町新庁舎等建設Ⅰ期工事（電気工事）工事請負変更契約の締結について専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものです。

提案理由でございますが、広川町新庁舎等建設Ⅰ期工事（電気工事）について、工事の進捗により電波障害が発生し、早急に電波障害対策を実施する必要があるため、専決処分により広川町新庁舎等建設Ⅰ期工事（電気工事）工事請負変更契約を締結したので、議会へ報告し、承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては、会計室長が説明をいたします。どうぞよろしく願います。

○議長（野村泰也）

会計室長。

○会計室長（前田武博）

それでは、議案書19ページを御覧ください。

専決第7号 専決処分書の御説明をします。

地方自治法第179条第1項の規定により、当該工事請負変更契約の締結について、8月23日に専決処分をいたしました。

-
- | | |
|---------|---------------------|
| 1 事業名 | 広川町新庁舎等建設Ⅰ期工事（電気工事） |
| 2 当初契約額 | 2億7,372万4,000円 |
| 3 変更契約額 | 2億7,842万1,000円 |

- 4 契約の相手方 福岡県福岡市南区那の川一丁目23番35号
九電工・西部・高鍋特定建設工事共同企業体
共同企業体代表者 株式会社九電工
代表取締役社長 佐藤 尚文
-

5、専決理由といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、早急に電波障害対策を実施する必要があるため、特に緊急を要するが議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第6号 広川町新庁舎等建設Ⅰ期工事（電気工事）工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第11 同意第2号

○議長（野村泰也）

日程第11. 同意第2号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

同意第2号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてのお願いでございます。

同意第2号

広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意について

広川町固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任したいので、町議会の同意を求める。

令和3年9月2日提出

住 所 八女郡広川町大字広川

氏 名 田中 靖夫

提案理由

広川町固定資産評価審査委員会委員 古賀俊夫氏の任期が令和3年9月30日をもって満了するので、その後任者の選任について、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により町議会の同意を求めるものである。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

同意第2号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12 諮問第1号

○議長（野村泰也）

日程第12. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、次の者を推薦したいので、町議会の意見を求める。

令和3年9月2日提出

広川町長 渡邊 元喜

住 所 八女郡広川町大字新代

氏 名 貞莉 えり子

提案理由

本町における人権擁護委員である中嶋安雄氏の任期が令和3年12月31日をもって満了する

ので、その後任の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により町議会に諮問するものである。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件はお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

日程第13 議案第28号

○議長（野村泰也）

日程第13. 議案第28号 広川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第28号

広川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年9月2日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第28号の詳細について御説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

今回の改正につきましては、本条例で引用しております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これはいわゆる番号法と言われるものでございますが、こちらの一部改正に伴いまして、第19条第10号が1号繰り下がったことに伴い、その引用部分の項ずれを改めるものでございます。

23ページの本文中にありますとおり、本条例の内容につきましては、第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改めるものでございます。

24ページに新旧対照表をおつけしております。

なお、23ページの一番最後のところに、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第28号 広川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号

○議長（野村泰也）

日程第14. 議案第29号 広川町町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第29号

広川町町税条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和3年9月2日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行により、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、税務課長が説明をいたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（前田武博）

議案第29号 広川町税条例の一部を改正する条例の改正概要について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要となる広川町税条例の改正のうち、令和3年3月31日に専決処分した部分以外の改正になります。

概要について、議案書33ページの説明資料により御説明いたします。

まず、個人町民税の内容になりますが、第24条第2項の個人の町民税の非課税の範囲の改正で、令和6年1月1日より施行になります。

これは法律の改正に伴う文言修正で、令和2年度税制改正での扶養控除における30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除外するという見直しを踏まえ、均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族についても、「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。」との文言を追加するものです。

次に、第34条の7、寄附金税額控除の改正で、令和4年1月1日より施行になります。

国税、所得税における見直しに伴い、特定公益増進法人等に対する寄附金に係る税額控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外することとなります。

次に、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正で、令和6年1月1日より施行になります。

先ほどの第24条第2項の改正と同様に、法律の改正に伴う文言の修正になりますが、公的年金等受給者の扶養親族申告書で、必要な控除対象扶養親族以外の情報は16歳未満の扶養親族に係る情報のみであることから、「扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）」と記載することとなります。

次に、附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等で、令和6年1月1日より施行になります。

第24条第2項の改正と同様に、法律の改正に伴う文言の修正になります。

次に、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例措置について、令和4年1月1日からの施行になりますが、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション（自主服薬）税制について、適用期限を5年延長し、令和4年度分までを令和9年度分までとする改正になります。

次に、固定資産税に係る改正で、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合の改正になります。

特定都市河川浸水被害対策法、または下水道法の規定により認定を受けた雨水貯留浸透施設に係る固定資産税（償却資産）について、課税標準を3分の1に減額する措置が創設されましたので、いわゆるわがまち特例として、第24項を追加いたします。そのために項ずれの修正になります。

施行日については、政令で年内に公布されることになっていますが、現在、未公布のため、本条例の公布日、または法律施行の日のいずれか遅い日という記載になります。

以上で改正の概要説明を終わります。

各改正事項につきましては、28ページ以降の新旧対照表を御参照ください。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第29号 広川町町税条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第15 議案第30号

○議長（野村泰也）

日程第15. 議案第30号 広川町住宅新築資金等貸付特別会計条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第30号

広川町住宅新築資金等貸付特別会計条例の廃止について

標記の条例の廃止を提案する。

令和3年9月2日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

広川町住宅新築資金等貸付特別会計を令和4年度から一般会計にて運用するため、廃止するものである。

内容につきましては、協働推進課長が説明いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

それでは、議案第30号 広川町住宅新築資金等貸付特別会計条例の廃止について御説明いたします。

議案書35ページを御覧ください。

広川町住宅新築資金等貸付特別会計条例を廃止するものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日より施行いたします。

この条例につきましては、住宅新築資金等貸付事業の終了に伴い、特別会計での管理をする旨の国の要綱が廃止をされ、一般会計での管理が可能ということから、令和4年度より一般会計へ切り替えるものでございます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第30号 広川町住宅新築資金等貸付特別会計条例の廃止についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第30号 広川町住宅新築資金等貸付特別会計条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第31号

○議長（野村泰也）

日程第16. 議案第31号 広川町消防団 I P無線購入に係る契約の締結についてを議題いたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第31号

広川町消防団 I P無線購入に係る契約の締結について

広川町消防団 I P無線購入について、次のように契約を締結するものとする。

令和3年9月2日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 広川町消防団 I P無線購入
- 2 契約額 990万円
- 3 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号
NTTビジネスソリューションズ株式会社
取締役福岡ビジネス営業部長 中村 哲

提案理由

広川町消防団 I P無線購入のため、条件付一般競争入札により契約者を定めたが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第3条の規定に基づき町議会の議決を求める。

どうか慎重審議を賜り、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第31号 広川町消防団 I P無線購入に係る契約の締結についてを採決します。原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第32号

○議長（野村泰也）

日程第17. 議案第32号 令和2年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第32号 令和2年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分について。

議案書37ページをお願いします。

議案第32号 令和2年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づいて、水道事業会計の決算剰余金の処分を提案するものです。

決算剰余金の処分につきましては、議案書38ページのとおり、当年度未処分利益剰余金67,430,701円のうち67,000千円を処分し、その全額を建設改良積立金に積み立てるものです。残金430,701円につきましては、翌年度繰越利益剰余金となります。

以上のとおり決算剰余金の処分案を御提案いたしますので、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第32号 令和2年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第33号

○議長（野村泰也）

日程第18. 議案第33号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第33号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から16,371千円を減額し、予算総額を8,846,627千円とするものです。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、予算書5ページに記載のとおり、VDI機器リース及び保守業務ほか3事業について新たに追加し、3つの債務負担行為につきまして、事項、期間及び限度額の変更をお願いするものです。

第3条 地方債の補正につきましては、予算書6ページに記載のとおり、1. 臨時財政対策債ほか3事業につきまして限度額の変更をお願いするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

10款1項. 地方特例交付金は1,021千円、11款1項. 地方交付税は、普通交付税交付額の決定により127,847千円、それぞれ増額計上しております。

今年度の普通交付税は1,517,847千円となっており、前年度と比較すると約10.42%、143,277千円の増となっております。

15款2項. 国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが増額しましたが、保育所等整備交付金の減により7,130千円を減額し、3項. 国庫委託金は、衆議院議員総選挙等執行経費交付金を213千円、16款2項. 県補助金は、保育所等整備事業費補助金を9,277千円、それぞれ増額計上しております。

19款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金193,289千円を減額し、公共施設整備基金繰入金を15,678千円増額計上しております。

20款1項. 繰越金は、令和2年度決算の確定により、54,062千円を増額計上しております。

22款1項. 町債は、臨時財政対策債発行可能額の決定などにより、24,050千円を減額計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳出補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算では、現在の職員の配置状況に合わせて、特別会計への繰出金、補助金を含む職員人件費等の補正を行っております。

1款1項. 議会費の452千円の減、8款1項. 消防費の150千円の増は、職員人件費に係る補正となっております。

2款1項. 総務管理費は、地域コミュニティ施設等デジタル化推進事業など50,913千円、2項. 徴税費は992千円、3項. 戸籍住民基本台帳費は1,324千円、4項. 選挙費は385千円をそれぞれ増額計上しております。

3款1項. 社会福祉費は640千円、2項. 児童福祉費は、私立保育所環境整備等支援事業の減額など73,093千円をそれぞれ減額しております。

4款1項. 保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の組織体制強化など9,362千円を増額計上しております。

5款1項. 農業費は、農業振興地域整備促進事業費など8,884千円、6款1項. 商工費は、中小企業等支援金給付事業など3,925千円をそれぞれ減額しております。

7款1項. 土木管理費は4,229千円を減額し、2項. 道路橋梁費は、道路メンテナンス事業委託料など2,820千円を増額計上しております。

9款1項. 教育総務費は1,885千円を減額し、2項. 小学校費、3項. 中学校費は、新型コロナウイルス感染拡大対策費等1,915千円、2,740千円、5項. 社会教育費は6,136千円、それぞれ増額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

それでは、政策調整課関係の補正予算について御説明申し上げます。

予算書の5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為の補正でございます。

追加の欄の2段目をお願いいたします。

定年延長関連例規整備支援業務の追加でございます。

地方公務員の定年延長に係る法整備が当初予定よりも遅延をしております、令和3年度中、今年度中に法整備関連の完了が見込めない状況となりましたので、令和4年度までの期間と限度額の設定をお願いするものでございます。

続きまして、歳入です。

予算書9ページをお願いいたします。

9ページの下段のほうになります。

15款2項5目、国庫補助金の総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示を受け、充当可能額15,551千円を増額するものであります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

歳出につきましては、まず、各項目に計上しております職員人件費につきましては、4月の人事異動等に伴う組替えが主なものとなっております。

一般会計の給与全体の組替えにつきましては、30ページから記載しております給与費明細書を御参照いただければと思います。

また、特別会計等においても人事異動に伴う人件費の補正を行っております、それに伴います繰出金の補正を併せて行わせていただいております。

なお、職員人件費に関する各課からの説明は省略をさせていただきます。

それでは、予算書の12ページでございます。

2款1項1目、一般管理費のうち、中段になります人事諸費の中で、定年延長制度整備支援業務委託料の減額につきましては、先ほど債務負担行為のところでお説明しましたとおり、本年度完了が見込めないため、債務負担行為をお願いし、減額をするものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

15ページ、2款1項6目、企画費の中段、地域コミュニティ施設等デジタル化推進事業でございます。これにつきましては、新型コロナウイルスの臨時交付金を活用いたしまして、行政区の会議やイベント等が現在、書面決議等でなかなか行えない状況となっておりますので、そういった会議、イベント等の開催形式へのオンライン化等の導入を推奨いたしまして、また、災害時の各避難所等に活用いたします公民館分館での情報通信や地域コミュニティにおいてもデジタル化を促すために、分館施設等における環境整備のための補助金ほかを予算計上させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

続きまして、総務課関連の補正予算について御説明いたします。

予算書5ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。

第2表の債務負担行為補正の表になります。

まず、上段の追加の分が一番上でございます。VD I 機器リース及び保守業務、期間が令和3年度から令和9年度、限度額が44,871千円でございます。この追加を今回新たにお願い

するものでございます。

下段の変更につきまして、一番上の既存庁舎解体設計業務につきまして、当初の計画を変更いたしまして、監理業務を一括して発注したいというふうに変更をさせていただきたいと思っております。そのために名称に監理業務を追加いたしまして、金額も監理業務分を追加させていただき、13,462千円とさせていただくものです。

次の庁舎機器（サーバ等）リプレース事業につきましては、機器の構成を変更するために、限度額を50,526千円へ変更をお願いするものでございます。

一番下のセキュアブラウザ保守業務につきましては、福岡県のセキュリティークラウドの使用が今年度に入り確定したことに伴いまして、それに対応した保守業務を行うこととしておりますので、期間を1年間延長し、限度額を4,146千円に変更をお願いするものでございます。

続きまして、次のページ、6ページの第3表 地方債の補正でございます。

1. 臨時財政対策債につきましては、発行可能額が決定されましたので、348,550千円へ限度額を変更するものでございます。

2. 庁舎建設事業は266,200千円、7. 道路メンテナンス事業は44,100千円、8. 防災拠点等施設建設事業は136,700千円へ変更をお願いするものでございます。

続きまして、予算書9ページをお願いいたします。

一番上の10款1項1目. 地方特例交付金、次の11款1項1目. 地方交付税につきましては、交付額が決定されましたので、それぞれ1,021千円、127,847千円を増額計上しております。

続きまして、9ページの下段になります。

15款3項1目. 総務費国庫委託金です。こちらは衆議院議員選挙等執行経費交付金を213千円増額しております。

続きまして、10ページの中段になります。

19款1項1目. 財政調整基金繰入金は、全体の財源調整のために193,289千円を減額しております。

次の5目. 公共施設整備基金繰入金は、役場駐車場整備事業及び庁舎建設事業の財源とするために15,678千円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、20款1項1目. 繰越金です。令和2年度の決算確定見込みによりまして、54,062千円の増額をお願いしているものでございます。

22款1項の町債につきましては、先ほど御説明した内容となっておりますのでございます。

続きまして、歳出の補正予算について説明いたします。

予算書13ページをお願いいたします。

下のほうになります。

2款1項5目. 財産管理費の土地施設管理費でございます。15,678千円の増につきましては、役場駐車場整備に係る委託料及び工事請負費を今回新たにお願いするものでございます。

次の庁舎建設事業費につきましては、先ほど説明いたしました債務負担行為に係ります分の令和3年度の補正をお願いしているものでございます。

続きまして、15ページの一番下を御覧ください。

2款1項13目の情報管理費につきましては、VDIシステム構築委託料といたしまして19,800千円、それから、RPA・AI-OCR導入支援委託料3,678千円を新たに計上して

おります。

続きまして、17ページをお願いいたします。

下段です。2款4項3目。衆議院議員総選挙費につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応するために新たに創設されました特例郵便等投票制度に対応するためのシステム改修費385千円をお願いするものでございます。

以上で総務課分の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

それでは、産業振興課関係の補正予算について説明いたします。

まず、予算書5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正です。

追加表の中段、農業振興地域内農用地データ作成業務及び固定資産税システム改修業務につきましては、令和4年度の固定資産情報に基づき作業を行うため、次年度までの業務期間、委託期間が必要なことから、2,427千円の債務負担行為の設定を行うものです。

次に、歳出補正予算について説明いたします。

予算書22ページ中段をお願いいたします。

5款1項3目。農業振興費、農業振興地域整備促進事業費、12節。委託料、農業振興地域内農用地データ作成業務委託料につきましては、令和4年度にかけ実施するため、今年度分の予算額を減額補正するものです。

続きまして、有害鳥獣対策事業費、18節。負担金、補助及び交付金、有害鳥獣防除対策事業補助金127千円につきましては、防鳥ネットや電気柵設置に係る補助として増額補正をお願いするものです。

次の5款1項5目。農地費、下段の農村地域防災減災事業、18節。負担金、補助及び交付金につきましては、県営ため池等整備事業の調査に係る負担金としまして281千円の5割負担として141千円を増額補正しており、上段の県営土地改良事業等負担金より同金額を組み替えております。

続きまして、23ページ中段をお願いいたします。

6款1項2目。商工振興費、商工会育成事業費、18節。負担金、補助及び交付金4,549千円の減額につきましては、プレミアム商品券に係る福岡県の補助額が増額されたため、町補助金を現予算より減額しております。

次の新生活様式対応事業者支援事業につきましては、令和2年度実施分に事業主や従業員用の抗原検査キットの購入支援など新たな施策を追加し、令和3年度のコロナ関連の地域支援として取り組む事業となります。事業費としましては、郵便代、振込手数料、交付金全体で7,674千円の増額補正となります。

次のキャッシュレス推進事業につきましては、8月より実施しておりますキャッシュレス還元事業について予算超過が見込まれるため、2,000千円の増額補正をお願いするものとなります。

24ページ上段、中小企業等支援金給付事業、18節。負担金、補助及び交付金9,630千円の減額は、新生活様式対応事業者支援事業やキャッシュレス推進事業への予算組替えによる減

額補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

それでは、教育委員会関係の補正予算について御説明いたします。

予算書5ページをお願いいたします。

債務負担行為補正について御説明いたします。

4行目を御覧ください。

外国語指導助手派遣業務委託料につきましては、委託期間終了により、令和3年度から6年度まで13,860千円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入補正予算について御説明いたします。

9ページ中段を御覧ください。

15款2項4目。教育費国庫補助金の1,815千円は、感染症対策等学校教育活動継続支援事業補助金で、補助率は2分の1となっております。

次に、歳出補正予算について御説明いたします。

27ページの上段をお願いいたします。

9款2項1目。学校管理費、小学校施設管理費の210千円は、各小学校のバスケットゴール点検委託料の増額によるものでございます。

小学校給食費の725千円は、中広川小学校給食室の給食消毒保管庫の更新のための備品購入費の増額によるものでございます。

新型コロナウイルス感染拡大対策費の980千円は、各小学校の修学旅行バス借上補助金の増額によるものでございます。

3項。中学校費、中学校施設管理費の80千円は、小学校費と同じく、バスケットゴール点検委託料の増額によるものでございます。

新型コロナウイルス感染拡大対策費2,660千円は、小学校費と同じく、中学校の修学旅行バス借上補助金の増額によるものでございます。

28ページの中段をお願いいたします。

5項1目。社会教育総務費、社会教育諸費の5千円は、電子決済サービス利用のための手数料の増額によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

5項7目。図書館費、町民交流センター施設管理費の1,271千円は、ネット環境整備のための役務費及び工事請負費の増額によるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

それでは、福祉課関係の補正予算について御説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いします。

中段になります。15款2項1目。民生費国庫補助金です。4節の児童福祉費国庫補助金の

説明欄にあります保育所等整備交付金19,830千円の増額及び認定こども園施設整備交付金48,288千円の減額につきましては、いずれも、今回、施設整備がある下広川保育園の移転新築工事の国の内示額に基づき、補正を行うものです。

また、認定こども園の交付金は国から県に組替えを行いまして、保育施設全体のうちの認定こども園に係る施設割合が9.2%となり、それに基づき、補助金の減額となっているところ です。

次に、予算書の10ページ、一番上の16款2項2目、民生費県補助金です。5節の児童福祉費県補助金9,277千円の増額につきましては、先ほどの国庫補助金に関連し、県の内示に基づき、認定こども園に係る補助金を国から県に組み替えたものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の19ページをお願いします。

下段になります。3款2項1目、児童福祉総務費73,093千円の減額につきましては、説明欄にあります私立保育所環境整備等支援事業73,148千円の減額として、下広川保育園の移転新築に係る工事費の補助金交付申請及び内示額に基づき、減額補正を行うものです。

次のファミリーサポートセンター事業55千円の増額につきましては、令和2年度の事業の実績に伴う精算返納金となります。

以上で福祉課の補正予算説明を終わります。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

続きまして、住民課関連の一般会計補正予算について説明いたします。

まず、歳入です。

9ページ中段を御覧ください。

15款2項2目、衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金24千円は、接種事務等に係る人件費予算の組替えにより増額するものです。

次に、歳出です。

17ページを御覧ください。

2款3項1目、戸籍住民基本台帳費の11節、役務費の18千円の手数料増額は、10月開始の戸籍や住民票交付手数料の電子決済サービス利用料及び銀行振込手数料になります。

最後に、21ページをお願いいたします。

4款1項1目、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、12節、委託料6,341千円の減額分は、高齢者や障害者の方が接種会場までの交通手段が確保できない場合の移動支援で、今後の利用者を見越した金額を確保し、残金を減額補正するものです。

以上で住民課関連の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

建設課関連の補正予算について説明いたします。

まずは歳入から説明します。

予算書9ページ中段をお願いします。

15款2項3目、土木費国庫補助金の3,938千円の増額は、補助金内示額の増額によるものです。

次に、歳出について説明いたします。

予算書25ページ中段をお願いします。

7款2項3目、道路メンテナンス事業の7,500千円の増額補正は、補助金内示額の増額に伴う関係事業費の見直しによる補正で、橋梁長寿命化計画において修繕が必要な橋梁5橋分の補修設計費を増額しております。

なお、工事請負費につきまして、予定工事費が安価になったことから、工事費の執行残分11,000千円を測量設計等委託料に組み替えております。

建設課分の補正は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

会計室長。

○会計室長（前田武博）

会計室関連の補正予算について御説明いたします。

予算書の12ページをお願いいたします。

説明欄の下段をお願いします。2款1項4目、会計一般管理費、12節、委託料の増額につきましては、現在導入を進めております契約管理システムと既に実施しております電子入札システムとのデータ連携やコロナ対策として開始した郵便入札に対応する各種帳票をシステムに追加するため、1,595千円の増額をお願いするものです。

次に、13節、使用料及び賃借料につきましては、電子入札コアシステム使用料480千円について、ふくおか電子自治体共同運営協議会による共同利用となったため、同協議会への負担金として計上する必要があり、13ページの18節、負担金、補助及び交付金へ組替えを行うものです。

また、入札参加資格申請システムを導入するに当たり、発注者支援データベース・システム利用料が必要になるため、55千円の増額をお願いするものです。

次に、税務課関連の補正予算について説明いたします。

予算書の16ページをお願いいたします。

16ページ、説明欄の一番下段をお願いいたします。

2款2項2目、賦課徴収費、11節、役務費の増額につきましては、窓口で発行する税務証明等の手数料について、キャッシュレス決済を導入予定であることから、電子決済サービス利用料として2千円の増額をお願いするものです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

予算書15ページの地域コミュニティ施設等デジタル化推進事業の関係でちょっとお尋ねをいたします。

説明の中では、各行政区での会議、イベント、それから、防災関係とかはオンラインというふうなお話があったんですけども、デジタル化は今後進めていく必要があるんじゃない

かというのは思っているんですけども、なかなかこれを使うとなると、区の役員さん、主として区長、分館長さん等ですけども、こういった施設を整備して、活用が現実的に各行政区でかなりの温度差があるんじゃないかなと思うわけですけども、その点、区長会とか分館長会等でどのような説明、十分な説明があったところでこの事業を計画されたのか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

この事業に取り組みます前に、各行政区の区長さん宛てにアンケート調査を実施させていただきました。その中では、分館長さん、区の役員さんとお話をされて、アンケートを回答していただいたものと思っております。

アンケートの内容につきましては、今、行政区の分館の中に、こういったインターネットであるとかの機器の整備をしてあるかということをお尋ねしました。回答された各行政区とも、そういうインターネット、それから、Wi-Fi等の設備については活用してあるところはございませんでした。

活用する際に懸念される部分等についてもアンケートでお答えいただきましたけれども、先ほど議員おっしゃられたように、そういう機器を操作する人材面について不安があるというふうな回答が主なものでございました。

それを受けまして、この事業を推進するに当たり、全区長さんが集まる機会がございましたので、理事会の中で、この事業の概要、目的とするところについてお話、説明をさせていただきました。そのときの出席の理事さん方の感触といたしましては、今後、おっしゃられるように、こういうデジタル化については必要であろうという意見を大半いただきまして、推進をしていくべきであるということで、今回、予算化をさせていただいたところでございます。

そのとき、区長さん等からも御意見をいただきました部分については、そういう機器を活用できる人材育成について協力をお願いされたいということでもございましたので、今回の事業の中では、そういうサポーターを育成いたしまして、使用される際にはサポーターを派遣するような形でのサポーター養成等を実施してまいりたいと考えております。

身近に使っていただくのは、今、各行政区でいったらサロン等とかですね、そういうのに講師の方をオンラインで招いてやったりとかというようなところで、サポーターについても、教育委員会の指導員の方であるとか、社会福祉協議会のサロンの担当の方であるとか、身近な方にサポーターとなっていただきまして、支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

そういったことで、サポート等で推進を図られたり、利用、活用という形でされるというのは今分かったんですけども、町として各行政区でデジタル化の推進を図るということであれば、これは補助事業ということで、各行政区からの補助金交付申請をやって事業を進め

るといようなことになるとすると、100%されればいいわけなんですけれども、これがやっぱり一部の行政区が申請をされないということになれば、全体的なデジタル化の推進というのがなかなか難しくなるということで、これは補助事業じゃなくて、町が直接事業をやるということは考えられなかったのか、お聞きいたします。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

議員も御指摘のように、行政区によっては、そういうのはまだまだというところと、早速取り組みたいというところと、かなり差が出てくるんだらうと思います。ですから、この取組につきましては、一斉に全行政区というより、一定期間、先進的なところから始まって、それに右へ倣えしてくる。その経験を生かして、その経験から学んで、後から導入するというふうな行政区も見据えておりますので、補助金制度と。町が一斉にした場合、やはり半ば強制的な受け取り方をされたら困りますので、そういった行政区の主体性を含めて、柔軟に考えていって、期間を置いて広げていくというふうな制度を取っておりますので、このような補助金制度として設定をしたところでございます。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

3回目の質問ということで、最後にいたしますけれども、今、副町長からも話ございましたけれども、それは十分私も理解しております。

それで、これにつきましては数年継続しながらやるということですかね。単年度であれば、すぐというのはなかなか難しいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

年数はまだ決めておりませんが、最初の年の申請の状況を見ながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。6番水落龍彦君。

○6番（水落龍彦）

質問したいことは、大体丸山修二議員がされましたので。

ちょっと1つ事業のことが分からないので。サロンを例に取られましたけど、サロンの場所というのは公民館になるのか、町のほうから何か送っていくとか、そのサロンに参加する人たちは公民館に来ずに、自分のところからサロンを見ることができるのか、ちょっとそこら辺がよく分からなかったのので、教えてもらえませんか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

考えておりますのは、外部から講師の方とかが来ていただくんじゃなくて、遠隔でということになれば、公民館のほうに集まっていたくような形にもなるかと思っておりますけれども、

機器の利用が自宅のほうでも整っている方であれば、Zoom等を活用すれば自宅でも参加できるというふうな技術的なことは可能かと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。12番野田成幸君。

○12番（野田成幸）

19ページのところですね、民生費の私立保育所の整備事業のマイナス、歳出のマイナスが大きかった、ちょっとその理由を教えてもらってよかですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

今回、下広川保育園の移転新築につきましては、当初予算におきまして事業者からの見積書の提出がまだ間に合いませんでしたので、国の補助基準額と、あと、それが定員によって違いますので、一応定員の予定だけは出ておりましたので、定員に基づいた国の補助基準限度額でしておりました。

今回、3月に本申請とそれに基づく内示が6月に来ましたので、それに基づいた補正をした関係で金額が少なくなったという形になっています。

以上です。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかに。11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

同じ項目でございますが、これについては内示の減、事務の遅れというのが原因になっているという説明ですけど、今後の計画はどげなふうになるかというのをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

これは2か年にわたった施設整備でございます。当初は、3年度が7割、4年度が3割の進捗率で予定をしておりましたけど、交付申請時点では6割5分が3年度で、4年度が3割5分という進捗率に若干変わっております。

ただ、現在、工事のほうはまだできておりませんで、入札まで至っておりません。現在、現地は造成中でございます。それとあと、業者に聞きましたら、やはり木材の搬入自体も大分遅れるということで、実際の見込みとしては着工が年末か年始めというようなことですので、また進捗率につきましても、改めて現年度の分が減って、来年度の分がちょっと多くなるということも含めて、一応今の見込みとしては、来年いっぱい出来上がるような見込みになっておるということを伺っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第33号 令和2年度広川町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第34号

○議長（野村泰也）

日程第19. 議案第34号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第34号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に24,218千円を追加し、予算総額を2,666,366千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

6款1項. 県負担金は、保険給付費等交付金の過年度追加交付見込額6,316千円を増額計上しております。

10款1項. 他会計繰入金は、一般会計繰入金1,300千円を増額計上し、2項. 基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金繰入金9,320千円を減額しております。

11款1項. 繰越金は、令和2年度の決算確定に伴いまして、25,922千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は、国民健康保険担当職員人件費を1,300千円、7款1項. 基金積立金は、国民健康保険財政調整基金積立金を21,720千円、9款1項. 償還金及び還付加算金は、一般被保険者保険税還付金1,200千円をそれぞれ増額計上し、10款1項. 予備費を2千円減額しております。

御審議の上、御決定賜りますようどうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第34号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第35号

○議長（野村泰也）

日程第20. 議案第35号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第35号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に4,014千円を追加し、予算総額を300,532千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

5款1項. 繰越金は、令和2年度の決算確定に伴いまして3,914千円、6款2項. 償還金及び還付加算金100千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項. 後期高齢者医療広域連合納付金を3,915千円、3款1項. 償還金及び還付金を100千円、それぞれ増額計上し、10款1項. 予備費を1千円減額しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第35号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第36号

○議長（野村泰也）

日程第21. 議案第36号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第36号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から70千円を減額し、予算総額を1,814千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

令和2年度決算確定に伴い、4款1項. 繰越金を70千円減額しております。

3ページをお願いします。

歳出予算につきましては、10款1項. 予備費を、繰越金確定に伴い、70千円減額しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第36号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第37号

○議長（野村泰也）

日程第22. 議案第37号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第37号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に1,648千円を追加し、予算総額を30,936千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

2款3項. 県委託金は、広川防災ダム管理県委託金440千円、5款1項. 繰越金は、令和2年度の決算確定に伴いまして、1,208千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は、備品購入費など980千円、10款1項. 予備費は668千円をそれぞれ増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第37号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第38号

○議長（野村泰也）

日程第23. 議案第38号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第38号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入を50千円、収益的支出を571千円増額し、また、資本的支出を535千円増額しまして、予算総額450,302千円とするものであります。

資本的収支では106,667千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

収益的収入及び支出につきましては、人事異動等に伴う給料、各種手当等、また、補助的会計年度任用職員の採用に伴う社会保険料等の補正です。

続きまして、3ページをお願いします。

資本的支出につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正になります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第38号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第39号

○議長（野村泰也）

日程第24. 議案第39号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを

議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第39号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的支出を590千円増額し、また、資本的支出を6,020千円減額し、予算総額671,688千円とするものであります。

資本的収支では103,774千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

収益的支出の総係費590千円の増額は、人件費の増額によるものです。

続きまして、3ページをお願いします。

資本的支出の総係費6,020千円の減額は、人件費の減額によるものです。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第39号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第40号

○議長（野村泰也）

日程第25. 議案第40号 吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第40号 吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事請負契約の締結についてのお願いでございます。

議案第40号

吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事請負契約の締結について

吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事について、次のように契約を締結するものとする。

令和3年9月6日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事
- 2 契約額 6,149万円
- 3 契約の相手方 福岡県八女郡広川町大字長延832番地2
株式会社広建
代表取締役 野中 吉文

提案理由

吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事のため、指名競争入札により契約者を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第2条の規定に基づき町議会の議決を求める。

審議をいただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第40号 吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事請負契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第41号

○議長（野村泰也）

日程第26. 議案第41号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第41号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、8月豪雨に伴い発生した災害に関する経費で、早急に対応が必要なものについて補正をお願いするものです。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に189,250千円を追加し、予算総額を9,035,877千円とするものです。

第2条 地方債の補正につきましては、予算書4ページに記載のとおり、13. 農地農林業施設災害復旧事業を新たに追加し、11. 公共土木施設災害復旧事業につきまして限度額の増額をお願いするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

13款1項. 分担金は、農地災害復旧費分担金を11,500千円、15款1項. 国庫負担金は、公共土木災害復旧費国庫負担金を70,701千円、2項. 国庫補助金は、農地農業用施設災害復旧費国庫補助金を20,000千円、19款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金を5,349千円、22款1項. 町債は、災害復旧債を81,700千円、それぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

5款1項. 農業費は、広川防災ダム特別会計繰出金700千円を増額計上しております。

10款1項. 農林水産業施設災害復旧費は、災害復旧工事費を59,500千円、2項. 公共土木施設災害復旧費は、測量・設計等委託料及び災害復旧工事費を129,050千円、それぞれ増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第41号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第42号

○議長（野村泰也）

日程第27. 議案第42号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）

についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第42号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に4,000千円を追加し、予算総額を34,936千円とするものです。

第2条 地方債の補正につきましては、予算書4ページに記載のとおり、2. 農地農林業施設災害復旧事業の追加をお願いするものです。

2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

2款3項. 県委託金は、広川防災ダム管理県委託金2,000千円、4款1項. 一般会計繰入金は700千円、7款1項. 町債は、災害復旧債1,300千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出につきましては、1款1項. 総務管理費に土砂撤去工事4,000千円を増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第42号 令和3年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時56分 散会